



投票用紙の誤交付について

と き 4月17日（日）発表

令和4年4月17日執行の練馬区長選挙および練馬区議会議員補欠選挙において、区外へ転出したため、練馬区の選挙権を有しない者に対して、誤って投票用紙を交付し、投票させてしまった事案が発生しました。

選挙の当日選挙権を有しない者の投票として無効な投票ですが、すでに投票函へ投票されていて特定できないことから、有効投票として取り扱いました。

誤交付が発生したことを深くお詫びいたします。事故の発生を重く受け止め、再発防止に努めてまいります。

【本来の取扱い】

選挙権を有しない選挙人が投票所へ訪れた場合、投票受付用のパソコン画面上に、投票できない旨をポップアップ表示し、投票所庶務職員がその内容を確認して対応することとしています。

【今回の誤交付の経過と原因】

令和4年4月17日（日）午後5時頃、区から送付された区内居住者用「選挙のお知らせ」を持参した選挙人が、投票所へ投票に訪れました。

投票受付で、受付者が投票できない旨のポップアップ表示がされたにもかかわらず、投票所庶務職員を呼ばず、お知らせの内容のみで本人確認をし、確認済みとして投票用紙を交付し、練馬区長選挙および練馬区議会議員補欠選挙の投票が行われました。

「選挙のお知らせ」の受領枚数とパソコンの投票システム上の受付者数が合わない（転出者はパソコンの投票システム上、受付者としてはカウントされない）ことから、今回の事案が判明しました。

事務マニュアルでは、交付の際のパソコンの投票システムの取扱いについて、注意点を記載していましたが、マニュアルどおりに確認しなかったことが原因です。

【当該の票の取扱い】

選挙の当日に選挙権を有しない者の投票などは、本来無効であるべき投票ですが、その無効の原因が票の表面には現れないため、有効投票として算入されたことが推定され、どの候補者の票か特定できないことから、有効投票として取り扱いました。

【再発防止に向けて】

- ・ 今回の事例を従事予定者の研修等にて注意喚起をし、事務マニュアルの徹底を図る。
- ・ 投票システムの操作等の研修を改めて実施することで、職員の意識を高め、再発防止を図る。

厳正・公正な選挙事務の執行が義務付けられているにもかかわらず、誤交付により、区民の皆様
の信頼を損ねる事故を引き起こしたことを深くお詫びいたします。

【問い合わせ】

練馬区選挙管理委員会事務局

電話 03-5984-1399